

県営発電施設PFI手法導入可能性調査の結果について

平成29年12月19日
企業局経営企画課

県営発電施設の改修、管理運営において民間活力の活用を検討するため、PFI手法の導入可能性調査を実施した結果、運営権対価がある等、定量・定性双方に導入効果が見込まれ、導入の可能性はあるとの結果になりました。

この結果を踏まえ、今後、具体的にPFI手法の導入に向けた調査検討に着手することの適否について、外部有識者で構成される「企業局経営プラン評価委員会」の意見を伺い、庁内手続きを経た上で、必要な経費を平成30年度当初予算として議会に提案する予定です。

1 経緯

運転開始から50年以上経過する4発電所について、リニューアル計画を策定し、春米発電所から工事に着手している。リニューアルにあたっては、FIT制度を適用することが経営的には有利となるが、FIT制度が国民負担を前提としている制度であることから平成33年度以降については抜本的な見直しが行われることとなっている。

このため、現行FIT制度内でのリニューアルを検討したが、複数の発電所の調査・設計・工事を同時期に実施することは、現体制では人員的に困難なことから、民間活力の導入ができないか調査・検討した。

2 事業条件

①事業手法	B T方式と公共施設等運営事業（コンセッション）
②対象施設	3施設（小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所）
③業務範囲	再整備（リニューアル）：小鹿第一発電所、小鹿第二発電所 維持・管理・運営：小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所
④事業期間	各施設の供用開始後20年間（FIT制度の買取期間と同様）
⑤FIT制度	運営権者の責任によりFIT制度の認定を取得する。
⑥管理区分	発電及び売電：運営権者 ダム管理：企業局（ただし、平時の施設点検等は運営権者）
⑦売電収入	売電収入は、全て運営権者の収入とする。
⑧リスク分担	民営の発電施設を鑑み、概ね運営権者の負担とする。

※B T方式とは、民間が施設の設計・工事を実施し、完成後に一括して公共が買い取る方式。

※コンセッションとは、施設の所有権を公共主体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定し、民間事業者が公共施設の運営を実施する方式。

※FIT制度とは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の略。

3 民間事業者へのヒアリング結果

事業説明会や現地説明会の参加状況や、民間事業者へのアンケート・ヒアリングを実施したところ、事業実施に関して様々な意見があったが、事業に対する参画意欲は総じて高いことが確認できた。

【民間事業者の主な意見】

①業務範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理は、洪水時のゲート操作等、リスクが高いものはPFI事業外とする方向で検討するべきである。 FIT制度認定に伴うダム改修の範囲は、県が国と継続して協議する必要がある。⇒売電単価が有利となる「新設型」を適用しようとするればダム改修が必要となるが、ダム改修のノウハウを持っている民間事業者は少ないため コンセッション期間終了後も引き続き発電所の運営を行いたい。
②事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> 日野川第一発電所は、取水方法に関する地元関係者やダム管理者及び河川管理者との協議に長期間が必要であり、FIT認定が間に合わないため、PFI事業の対象外とすべき。 春米発電所の建設について、直営で実施すれば運営権の契約と同時に売電収入が得られるのに対し、残工事をPFI事業に含めれば2年程度発電開始が遅れることとなり、民間事業者にとってメリットがない。
③リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理に関するリスクは、業務分担を含め精査してほしい。 法制度、税制変更リスクは負担不可。また、不可抗力の中でも甚大な災害は救済してほしい。

4 事業評価

(1) 定量評価

民間事業者が求める利益水準を確保しても、企業局が直営により想定される利益以上の利益がPFI手法を導入することで見込まれ、運営権対価があることが確認できた。

※運営権対価とは、将来得られると見込まれる事業収入から事業実施に要する支出を除いたもの。

(2) 定性評価

①F I T制度の認定はスケジュール的には厳しいが、経済産業省などとの事前協議を行うことなどすれば、民間事業者により可能になる。

②小鹿第一・第二発電所の改修では起債をすることなく、施設の再整備が実施できる。また、春米発電所は改修に係る起債の早期償還が可能である。

③事業当初にまとまった資金（運営権対価）が獲得可能であり、これを他の施策に活用できる。

(3) 総合評価

定量、定性双方において、PFI導入の効果が見込まれることに加えて、民間事業者から高い関心が得られている。発電施設PFI事業（BT+コンセッション）は全国初の事業手法であり、スケジュール等課題はあるものの条件が整う可能性があることが確認できた。

5 運営権者の選定

コンセッション期間終了後も長期的に安定的に発電できる施設として整備するように、運営権者の選定には単に運営権対価の多寡だけではなく、工事の内容等も含めて評価する総合評価とする必要がある。

6 事業スケジュール（予定）

平成30年 4月	○市場調査 ○実施方針の策定及び公募資料の作成作業
平成30年 下期	○実施方針に関する企業局設置等条例の一部改正 ○実施方針等の公表 ○特定事業の選定 ○募集要項等の公表
平成31年 2月	○一次審査通過者の決定
平成31年 3月 ～9月	○競争的対話
平成31年11月	○優先交渉権者の決定
平成32年 3月	○公共施設等運営事業の運営権の設定（2月議会） ○民間事業者と契約締結
平成32年 4月	○PFI事業開始

※実施方針とは、PFI法で規定される事業の実施に関する方針で、事業の選定、民間事業者の募集や選定、責任の明確化、運営等の内容、期間等の具体的な内容を定めたもの。

※特定事業とは、実施方針を公表した後、民間事業者の意見や市場調査などの結果を踏まえ、PFIの導入の効果が見込まれると判断された事業のこと。